

議案第 118 号

伊賀市営住宅管理条例の一部改正について

伊賀市営住宅管理条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年12月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第3条第1項中「市長は、入居者の公募を次」を「市営住宅の入居者の公募は、次」に改め、同項第1号中「に掲載する。」を「への掲載」に改め、同項第2号中「により広告する。」を「への掲載」に改め、同項第3号中「に掲示する。」を「への掲示」に改め、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に、「認めた」を「認める」に改め、「による。」を削り、同条第2項中「あたって」を「当たって」に、「公示する」を「示すものとする」に改める。

第4条第4号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、同条第6号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により」を「その他既存入居者又はその同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第5条第2項に次の1号を加える。

(9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等

第6条中「住宅に」を「市営住宅に」に改める。

第7条第2項第4号中「女子」の次に「又は同条第2項に規定する配偶者のない男子」を加える。

第9条第2項中「市長は、特別」を「前項第1号の規定にかかわらず、市長が特別」に、

「対しては、前項第1号の連帯保証人を1人」を「については、請書への連帯保証人の連署を、1人の連帯保証人によるものとし、又は必要としないこと」に改め、同条第3項中「入居を承認された者」を「入居決定者」に改める。

第10条第1項中「で、かつ、次の要件を満たす者」を「とし、そのうち1人は、伊賀市内に住所若しくは勤務場所を有する者又は入居者の親族」に改め、同項第1号を削る。

第11条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「住宅」を「市営住宅」に、「その」を「当該異動があった」に改める。

第12条第1項中「第11条」を「第12条」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「承認」を「当該承認」に改める。

第13条第1項中「認定された収入」の次に「(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入)」を、「規定による」の次に「報告の」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条各号のいずれかに該当する者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の使用料を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第14条第2項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第15号第3号中「その他」を削る。

第19条第1項中「次に掲げる費用は」を「市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項各号に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「前項」に、「入居者の負担とする」を「、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない」に改め、同項を同条第2項とする。

第20条第4号中「規定する」を「おいて市が負担することとされている」に改める。

第21条第1項及び第2項並びに第23条中「当該」を削る。

第27条第2項中「第9条第1項」を「第9条」に改め、「金額」の次に「又は令第10条の基準により定めた金額」を加える。

第29条第1項中「第13条第1項」を「第13条第1項及び第4項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第8条第2項又は第3項」に改める。

第30条第4項第4号中「その他」を削る。

第31条第1項中「第13条第1項及び」を「第13条第1項及び第4項並びに」に改める。

第32条中「第13条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項」に改める。

第34条第4項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に、「公営住宅」を「市営住宅」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。